

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
休日は、
がと
たる
翌日)

目 次

◇ 条 例

鳥取県個人情報保護条例(総務課)

鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例(シ)

鳥取県感染症診査協議会条例(健康対策課)

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例(大規模活性化プロジェクト推進室)

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(職員課)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(シ)

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(住宅課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例(総務課)

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例(健康対策課)

鳥取県保健所運営協議会条例を廃止する条例(福祉保健課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県個人情報保護条例

第一 総則

一 目的(第一条関係)

この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に必要事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とすることとした。

二 定義(第二条関係)

この条例において使用する用語の定義を次のとおり定めることとした。

1 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうこととした。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除くこととした。

2 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいうこととした。

3 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいうこととした。

4 公文書等 次に掲げるものをいうこととした。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除くこととした。

(一) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの

(二) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で決裁、供覧等の手続が終了したものを記録する磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて、実施機関が管理しているもの

5 個人情報取扱事務 実施機関が個人情報を収集し、実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供し、及び管理する事務（実施機関以外の者に委託して行うものを含む。）であつて、当該個人情報を公文書等に記録するものをいうこととした。

6 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいうこととした。

三 実施機関の責務（第三条関係）

実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならないこととした。

四 事業者の責務（第四条関係）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならないこととした。

五 県民の責務（第五条関係）

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならないこととした。

第二 実施機関が取り扱う個人情報の保護

一 個人情報取扱事務の登録（第六条関係）

1 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に、次に掲げる事項を登録しなければならないこととした。登録した事項を変更しようとするときも、同様とすることとした。

- (一) 個人情報取扱事務の名称
- (二) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (三) 個人情報取扱事務の目的
- (四) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (五) 取り扱う個人情報の項目
- (六) 個人情報の収集先
- (七) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (八) その他規則で定める事項

2 1にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由によりあらかじめ個人情報取扱事務を登録することができないときは、当該理由がなくなった後、速やかに、当該個人情報取扱事務を登録しなければならないこととした。

3 1及び2は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しないこととした。

(一) 公務員又は公務員であつた者の個人情報であつて、当該公務員又は公務員であつた者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(二) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(三) (一)及び(二)に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務

4 実施機関は、1又は2により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならないこととした。

5 実施機関は、規則で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなればならないこととした。

二 収集の制限（第七条関係）

1 実施機関は、登録簿に登録された目的（一の3に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的）を達成するために必要な範囲内で、適法

かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならないこととした。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならないこととした。

(一) 思想、信条及び信教に関する情報

(二) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取

県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報

3 2にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当するときは、2に掲げる個人情報を収集することができるとした。

(一) 法令（法律、法律に基づく命令、条例又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づいて収集するとき。

(二) (一)に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならないこととした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。

(一) 本人の同意に基づいて収集するとき。

(二) 法令の規定に基づいて収集するとき。

(三) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(四) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(五) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該他の実施機関から収集することがやむを得ないと認められるとき。

(六) (一)から(五)までに掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

5 実施機関は、3の(二)又は4の(六)により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないこととした。

三 利用及び提供の制限（第八条関係）

1 実施機関は、登録簿に登録された目的（一）の3に掲げる事務については、

実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないこととした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。

(一) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(二) 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。

(三) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(四) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であつて、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。

(五) (一)から(四)までに掲げる場合のほか、提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、1の(五)により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないこととした。

3 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができることとした。

4 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合の方法により、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならないこととした。

四 適正管理（第九条関係）

1 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならないこととした。

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を実際かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならないこととした。

五 職員等の義務（第十条関係）

実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととした。

六 委託に伴う措置等（第十一条関係）

1 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならないこととした。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

3 実施機関から委託された個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととした。

七 開示請求（第十二条関係）

1 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報（一の3に掲げる事務に係るものを除く。二十二の1において同じ。）について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができることとした。

2 1の請求（以下「開示請求」という。）は、本人が請求することができるがいやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によつてすることができることとした。

八 開示請求の方法（第十三条関係）

1 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならないこととした。

(一) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(二) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(三) 代理人によつて開示請求をする場合は、その理由

(四) その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならないこととした。

九 開示請求に対する決定等（第十四条関係）

1 実施機関は、八の1の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、原則として当該開示請求書が提出された日から起算して十五日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をし、開示請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならないこととした。

2 実施機関は、八の1の開示請求書が提出された場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、原則として1の期間内に、開示請求者に対して、当該個人情報が存在しない旨及びその理由を書面により通知しなければならないこととした。

十 開示の方法（第十五条関係）

実施機関は、九の1により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対して、実施機関が指定する日時及び場所において、次の1から4までに掲げる個人情報の区分に応じ、当該1から4までに定める方法により当該個人情報を開示しなければならないこととした。

1 文書、図画、写真又はスライド（以下「文書等」という。）に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
2 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて電子計算機による処理を行うもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は

写しの交付

3 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報 当該録音テープ又は録画テープの当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴

4 その他の物に記録されている個人情報 1から3までに規定する方法に準じた方法

十一 開示義務(第十六条関係)

実施機関は、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないこととした。

1 法令の規定により開示することができないとされている情報及び法律又はこれに基づく政令の規定により知事その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の事務に関する情報であつて、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの
2 本人以外の者の個人情報(個人が営む事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

3 法人その他の団体に関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

4 個人の評価、診断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

5 開示することにより、人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

6 県と国等との間における協議、依頼等に基づき、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関

係が著しく損なわれると認められるもの

7 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、検討、調査研究等に関して、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずると認められるもの

8 県又は国等が行う監査、検査、取締り、許可、認可、徴税、渉外、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

十二 部分開示(第十七条関係)

実施機関は、開示請求に係る個人情報に十一に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならないこととした。

十三 任意開示(第十八条関係)

実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができることとした。

十四 開示請求の方法等の特例(第十九条関係)

1 実施機関があらかじめ定める個人情報の開示請求は、八の1にかかわらず、口頭により行うことができることとした。

2 実施機関は、1による開示請求があつたときは、九及び十にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより、直ちに個人情報を開示するものと

することとした。

十五 費用負担(第二十条関係)

この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報、印字装置により出力した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととした。

十六 訂正請求(第二十一条関係)

1 何人も、十の1又は十四の2により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求をすることができることとした。

2 1の請求(以下「訂正請求」という。)は、本人が請求することができるがいやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができることとした。

十七 訂正請求の方法(第二十二条関係)

1 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならないこととした。

- (一) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (二) 訂正請求に係る個人情報特定するために必要な事項
- (三) 訂正請求の内容
- (四) 代理人によって訂正請求をする場合は、その理由
- (五) その他規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならないこととした。

十八 訂正請求に対する決定等(第二十三条関係)

1 実施機関は、十七の1の訂正請求書が提出されたときは、原則として当該訂正請求書が提出された日から起算して三十日以内に、必要な調査を行い、

個人情報訂正するかどうかの決定をし、訂正請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならないこととした。

2 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならないこととした。

十九 訂正しない個人情報(第二十四条関係)

実施機関は、訂正請求に係る個人情報が次のいずれかに該当するときは、当該個人情報を訂正しないこととした。

- 1 法令の規定により訂正することができないとされている情報
- 2 実施機関に訂正する権限がない情報
- 3 その他訂正しないことに正当な理由がある情報

20 不服申立てがあつた場合の手続(第二十五条関係)
 1 実施機関は、九の1又は十八の1の決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならないこととした。

- (一) 不服申立てが不適法であるとき。
 - (二) 不服申立てに係る決定の全部を取り消すとき。
- 2 実施機関は、1による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならないこととした。
- 21 他の制度との調整(第二十六条関係)
 他法令に個人情報の開示又は訂正の請求の規定があるとき等の取扱いについて、所要の規定を設けることとした。

二十二 是正の申出(第二十七条関係)

1 何人も、実施機関による自己の個人情報の取扱いが不公正であると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の取扱いを是正すべき旨の申出をすることができることとした。

2 1の申出(以下「是正の申出」という。)は、本人が申し出ることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってするこ

とができることとした。

二十三 是正の申出の方法(第二十八条関係)

1 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した是正申出書を
実施機関に提出しなければならないこととした。

- (一) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (二) 是正の申出に係る個人情報特定するために必要な事項
- (三) 是正の申出に係る個人情報の取扱い及び是正の内容
- (四) 代理人によって是正の申出をする場合は、その理由
- (五) その他規則で定める事項

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に、自己が当該是正の申出に係る個人情報本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならないこととした。

二十四 是正の申出に対する措置等(第二十九条関係)

実施機関は、二十三の1の是正申出書が提出されたときは、速やかに、必要な調査を行った上で、是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならないこととした。

二十五 是正の再申出(第三十条関係)

1 二十四による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、当該通知のあったことを知った日の翌日から起算して三十日以内に、実施機関に対して、再申出をすることができることとした。

2 実施機関は、是正の再申出があったときは、是正の再申出の趣旨に沿った処理を行う場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならないこととした。

3 実施機関は、2による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該是正の再申出に対する処理を行い、是正の再申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならないこととした。

第三 事業者が取り扱う個人情報の保護

一 事業者による措置(第三十一条関係)

事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならないこととした。

二 指針の作成等(第三十二条関係)

1 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならないこととした。

2 知事は、事業者に対して、1の指針を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができることとした。

三 報告及び公表(第三十三条関係)

1 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとした。

2 知事は、事業者が正当な理由なく1の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとした。

四 勧告及び公表(第三十四条関係)

1 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができることとした。

2 知事は、1による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならないこととした。

3 知事は、事業者が1による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとした。

五 苦情の処理(第三十五条関係)

知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならないこととした。

六 国等との協力(第三十六条関係)

知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとした。

第四 鳥取県個人情報保護審議会（第三十七条関係）

鳥取県個人情報保護審議会を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

第五 雑則

一 適用除外（第三十八条関係）

この条例の規定は、統計法等の規定により集められた個人情報及び図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている公文書等に記録されている個人情報については、適用しないこととした。

二 運用状況の公表（第三十九条関係）

知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、これを公表しなければならないこととした。

三 規則への委任（第四十条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

第六 施行期日等

- 一 この条例は、平成十一年十月一日から施行することとした。ただし、第二の一の3の(三)（審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。）、二の2の(一)（審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。）及び5並びに三の2、第三の二の1並びに第四は、同年四月一日から施行することとした。
- 二 この条例の施行に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例

一 この条例は、外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めることを目的とするものとした。

二 包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次のものについて監査することができるとした。

(一) 県が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

(二) 県が資本金等の四分の一以上を出資している法人の出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

(三) 県が借入金元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

(四) 県が受益権を有する不動産の信託の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

(五) 県が公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの

三 次の監査の請求又は要求をする場合において、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査を求めることができることとした。

(一) 選挙権を有する者の五十分の一以上の者からの県の事務についての監査の請求

(二) 議会からの県の事務についての監査の請求

(三) 知事からの県の事務についての監査の要求

(四) 知事からの二の(一)から(五)までに掲げるものについての監査の要求

(五) 住民からの財務会計上の行為等に関する監査の請求

四 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。
2 鳥取県監査委員条例について所要の規定の整備をすることとした。

◇鳥取県感染症診査協議会条例

一 趣旨（第一条関係）

この条例は、鳥取県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとした。

二 名称(第二条関係)

協議会の名称は、次のとおりとすることとした。

名 称	関 係 保 健 所
鳥取県東部感染症診療協議会	鳥取県鳥取保健所
鳥取県中部感染症診療協議会	鳥取県倉吉保健所
鳥取県西部感染症診療協議会	鳥取県米子保健所

三 組織(第三条関係)

協議会は、委員三人以上五人以内で組織することとした。

四 任期(第四条関係)

1 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

2 委員は、再任されることができるとこととした。

五 会長(第五条関係)

1 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

2 会長は、会務を総理することとした。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。

六 会議(第六条関係)

1 協議会は、会長が招集し、会長が議長となることとした。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

七 雑則(第七条関係)

この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることとした。

八 施行期日

この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置(第二条関係)

1 県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立とっとり出合いの森(以下「とっとり出合いの森」という。)を鳥取市に設置することとした。

2 とっとり出合いの森の区域は、知事が告示することとした。

三 行為の制限等(第三条関係)

1 とっとり出合いの森においては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) とっとり出合いの森の施設設備若しくは展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(三) 知事の許可を受けないで動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(四) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。

(五) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(六) たき火をすること。

(七) 立入禁止区域内に立ち入ること。

(八) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(九) 集会、展示会その他これらに類する催しのためにとっとり出合いの森の全部又は一部の専用利用をすること。

(十) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(一) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり出合いの森の利用を拒むことができることとした。

四 措置命令（第四条関係）

知事は、とっとり出合いの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、とっとり出合いの森を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

五 規則への委任（第五条関係）

この条例に定めるもののほか、とっとり出合いの森の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

六 施行期日

この条例は、平成十一年四月四日から施行することとした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

一次のとおり、職員の定数を改めることとした。

区 分	定 数	
	現 行	改 正 後
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	二、三六二人	二、三八四人
県立学校の職員	二、一三三人	二、一五五人
県立学校の職員以外の職員	一一九人	一二九人
監査委員の事務局の職員	一人	二人
県費負担教職員	四、三六三人	四、三二七人

二 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 休憩時間の一斉付与（第六条関係）

休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定める場合を除き、一斉に与えなければならないこととした。

2 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限（第十条の二関係）

(一) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後十時から午前五時までの間における勤務をさせてはならないこととした。

(二) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員についても(一)と同様の措置を講ずることとした。

二 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

県費負担教職員についても、一と同様の措置を講ずることとした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県立母子福祉センターを廃止することとした。

二 県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。(別表第一、別表第二関係)

三 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の限度額を引き上げることとした。(別表第三関係)

四 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の制定に伴い、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める等所要の規定の整備を行う

こととした。

五 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例、鳥取県建築基準条例及び鳥取県特別医療費助成条例について所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 次の県営住宅を設置することとした。(別表第一、別表第二関係)

名 称	位 置
大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷
美保団地	境港市美保町

二 次の県営住宅を廃止することとした。(別表第一、別表第二関係)

名 称	位 置
湖山町団地	鳥取市湖山町北三丁目
網代港団地	岩美郡岩美町大字網代

三 優先入居(第七条関係)

知事が指定した県営住宅に優先的に入居させることができる者に、新たに十歳未満の児童が三人以上の世帯を構成する者及び五人以上の世帯を構成する者を加えることとした。

四 その他

所要の規定の整備をすることとした。

五 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一及び二の網代港団地、大谷団地及び美保団地に関する部分は規則で定める日から施行することとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

一 次の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。(第一条~第二十条関係)

- 1 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料
- 2 軍歴証明手数料
- 3 浄化槽保守点検業者の登録手数料
- 4 ふぐ処理師又はふぐ調理師免許手数料等
- 5 魚介類行商許可申請手数料等
- 6 興行場営業許可申請手数料
- 7 化製場設置許可申請手数料等
- 8 県立産業体育館の使用料
- 9 産業技術センターの手数料
- 10 農業試験場の手数料
- 11 家畜人工授精師講習手数料
- 12 家畜商講習手数料
- 13 屋外広告物許可申請手数料
- 14 都市公園の使用料
- 15 鳥取港の七号岸壁、物揚場及びボートパークの使用料
- 16 県立病院の使用料及び手数料
- 17 県立青少年社会教育施設の使用料
- 18 県立倉吉体育文化会館の使用料
- 19 県立倉吉体育文化会館の使用料
- 20 自動車保管場所証明手数料等

二 その他所要の規定の整備をすることとした。

三 この条例は、平成十一年四月一日から施行することとした。ただし、一の15は、同年五月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県個人情報保護条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県個人情報保護条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第一節 個人情報の取扱い（第六条―第十一条）
 - 第二節 開示及び訂正の請求（第十二条―第二十六条）
 - 第三節 是正の申出（第二十七条―第三十条）
- 第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第三十一条―第三十六条）
- 第四章 鳥取県個人情報保護審議会（第三十七条）
- 第五章 雑則（第三十八条―第四十条）
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示及び訂正を求める権利を

明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除く。
- 二 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）及び事業を営む個人をいう。
- 四 公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。
 - イ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの
 - ロ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で決裁、供覧等の手続が終了したものを記録する磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて、実施機関が管理しているもの
- 五 個人情報取扱事務 実施機関が個人情報を収集し、実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供し、及び管理する事務（実施機関以外の者に委託して行うものを含む。）であつて、当該個人情報を公文書等に記録するものをいう。
- 六 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第六条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)に、次に掲げる事項を登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報取扱事務の名称
 - 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - 三 個人情報取扱事務の目的
 - 四 個人情報取扱事務の対象者の範囲
 - 五 取り扱う個人情報の項目
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 その他規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由によりあらかじめ個人情報取扱事務を登録することができないときは、当該理由がなくなった後、速やかに、当該個人情報取扱事務を登録しなければならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者の個人情報であつて、当該公務員又は公務員であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

二 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

三 前二号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務

4 実施機関は、第一項又は第二項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、規則で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第七条 実施機関は、登録簿に登録された目的(前条第三項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的)を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

- 一 思想、信条及び信教に関する情報
 - 二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。
- 一 法令(法律、法律に基づく命令、条例又はこれらに基づく実施機関の規則(規程を含む。)をいう。以下同じ。)の規定に基づいて収集するとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意に基づいて収集するとき。
- 二 法令の規定に基づいて収集するとき。
- 三 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 他の実施機関から収集する場合であつて、当該他の実施機関から収集することがやむを得ないと認められるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 五 実施機関は、第三項第二号又は前項第六号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
(利用及び提供の制限)
- 第八条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第六条第三項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
 - 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 四 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であつて、利用し、又は提供を受ける個人情報当該実施機関の事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第五号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供するときには、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 4 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合の方法により、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (適正管理)
- 第九条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (職員等の義務)
- 第十条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (委託に伴う措置等)
- 第十一条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。
- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関から委託された個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二節 開示及び訂正の請求

（開示請求）

第十二条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報（第六条第三項各号に掲げる事務に係るものを除く。第二十六条第二項及び第二十七条第一項において同じ。）について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

（開示請求の方法）

第十三条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

二 開示請求に係る個人情報特定するために必要な事項

三 代理人によって開示請求をする場合は、その理由

四 その他規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなるときは、開示請求者に対し、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定をするものとする。

（開示請求に対する決定等）

第十四条 実施機関は、前条第一項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して十五日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定（第十七条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合においては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、第一項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5 実施機関は、前条第一項の開示請求書が提出された場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対して、当該個人情報が存在しない旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

6 第二項の規定は、前項の通知を第一項に規定する期間内に行うことができる。を得ない理由がある場合について準用する。

（開示の方法）

第十五条 実施機関は、個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 文書、図画、写真又はスライド（以下「文書等」という。）に記録されている個人情報 当該文書等の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

二 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物であつて電子計算機による処理を行うもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報 当該磁気テープ等の当該個人情報に係る部分を印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付

三 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報 当該録音テープ又は録画テープの当該個人情報に係る部分を再生装置により再生したものの視聴

四 その他の物に記録されている個人情報 前三号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、公文書等を開示することにより、当該公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、これに代えて、当該公文書等の写しにより開示を行うことができる。

4 第十三条第二項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。
(開示義務)

第十六条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

一 法令の規定により開示することができないとされている情報及び法律又はこれに基づき政令の規定により知事その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体、その他公共団体（以下「国等」という。）の事務に関する情報であつて、主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるもの

二 本人以外の者の個人情報（個人が営む事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

三 法人その他の団体に関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

五 開示することにより、人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、犯罪の予防

又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

六 県と国等との間における協議、依頼等に基づき、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれると認められるもの

七 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、検討、調査研究等に関して、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生ずると認められるもの

八 県又は国等が行う監査、検査、取締り、許可、認可、徴税、涉外、争訟、交渉、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

(部分開示)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(任意開示)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(開示請求の方法等の特例)

第十九条 実施機関があらかじめ定める個人情報の開示請求は、第十三条第一項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があつたときは、第十四条及び第十五条の

規定にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより、直ちに個人情報を開示するものとする。

(費用負担)

第二十条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報を印字装置により出力した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求)

第二十一条 何人も、第十五条第一項又は第十九条第二項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、その訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。

2 前項の請求(以下「訂正請求」という。)は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

(訂正請求の方法)

第二十二条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- 二 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正請求の内容
- 四 代理人によって訂正請求をする場合は、その理由
- 五 その他規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるもの及び当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第二十三条 実施機関は、前条第一項の訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して三十日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第十四条第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を訂正しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

(訂正しない個人情報)

第二十四条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を訂正しない。

- 一 法令の規定により訂正することができないとされている情報
- 二 実施機関に訂正する権限がない情報
- 三 その他訂正しないことに正当な理由がある情報

(不服申立てがあった場合の手続)

第二十五条 実施機関は、第十四条第一項又は第二十三条第一項の規定について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であるとき。
- 二 不服申立てに係る決定の全部を取り消すとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、

速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。
(他の制度との調整)

第二十六条 他の法令(鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)を除く。)に個人情報の開示又は訂正の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 法令の規定により開示を受けた個人情報について当該法令に訂正の請求の規定のない場合又は法令の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第十五条第一項又は第十九条第二項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第二十一条第一項の規定を適用する。

第三節 是正の申出
(是正の申出)

第二十七条 何人も、実施機関による自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の取扱いを是正すべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出(以下「是正の申出」という。)は、本人が申し出ることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることが出来る。
(是正の申出の方法)

第二十八条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した是正申出書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- 二 是正の申出に係る個人情報特定するために必要な事項
- 三 是正の申出に係る個人情報の取扱い及び是正の内容
- 四 代理人によって是正の申出をする場合は、その理由
- 五 その他規則で定める事項

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に、自己が当該是正の申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定める

ものを提出し、又は提示しなければならない。

(是正の申出に対する措置等)

第二十九条 実施機関は、前条第一項の是正申出書が提出されたときは、速やかに、必要な調査を行った上で、是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、是正の申出の趣旨に沿った処理を行わないときは、その理由を付記しなければならない。
(是正の再申出)

第三十条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、当該通知のあったことを知った日の翌日から起算して三十日以内に、実施機関に対して、再申出をすることが出来る。

2 第二十七条第二項及び第二十八条の規定は、前項の再申出(以下「是正の再申出」という。)について準用する。

3 実施機関は、是正の再申出があったときは、是正の再申出の趣旨に沿った処理を行う場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該是正の再申出に対する処理を行い、是正の再申出をした者に対して、処理の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、是正の再申出の趣旨に沿った処理を行わないときは、その理由を付記しなければならない。
第三章 事業者が取り扱う個人情報の保護
(事業者による措置)

第三十一条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。
(指針の作成等)

第三十二条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、事業者に対して、前項の指針を勧告して、必要な指導及び助言を行うことができる。

（報告及び公表）

第三十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（勧告及び公表）

第三十四条 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（苦情の処理）

第三十五条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

（国等との協力）

第三十六条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

第四章 鳥取県個人情報保護審議会

（鳥取県個人情報保護審議会）

第三十七条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一 第六条第三項第三号、第七条第二項第二号及び第五項、第八条第二項、第三十二条第一項並びに第三十四条第二項の規定により、実施機関に意見を述べることに。

二 第二十五条第一項及び第三十条第三項に規定する諮問に応じて審議すること。

三 その他この条例の運用に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることに。

2 審議会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、必要があると認めるときは、不服申立てをした者、是正の再申出をした者、事業者、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

（適用除外）

第三十八条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

二 統計法第八条第一項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

三 統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百十八号）の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

四 鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づく統計調査によって集められた個人情報

五 図書館、博物館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理

されている公文書等に記録されている個人情報
(運用状況の公表)

第三十九条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

(規則への委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、第六条第三項第三号(審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。)、第七条第二項第二号(審議会の意見を聴くことに関する部分に限る。)、及び第五項、第八条第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第六条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「個人情報取扱事務(この条例の施行の日以後に個人情報情報を収集し、及び利用し、又は提供するものに限る。)」について、この条例の施行後遅滞なく」と、第十二条第一項中「個人情報取扱事務」とあるのは「個人情報取扱事務(この条例の施行の日以後に個人情報情報を収集し、及び利用し、又は提供するものに限る。)」とする。

鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百五十二条の二十七第一項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第二条 法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- 一 県が法第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- 二 県が出資しているもので法第九十九条第七項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- 三 県が借入金元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- 四 県が受益権を有する信託で法第九十九条第七項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- 五 県が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)
第三条 議会の議員及び知事の選挙権を有する者は、法第七十五条第一項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約(以下「個別外部監査契約」という。)に基づく監査によることを求めることができる。

2 議会は、法第九十八条第二項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求め

ることができる。

3 知事は、法第九十九条第六項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 知事は、前条各号に掲げるものについての法第九十九条第七項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

5 県民は、法第二百四十二条第一項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(鳥取県監査委員条例の一部改正)

2 鳥取県監査委員条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条ただし書中「第三項」の下に「並びに第二百五十二条の三十九第三項及び第十三項」を加え、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

鳥取県感染症診査協議会条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県感染症診査協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第二十四条第五項の規定に基づき、鳥取県感染症診査協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 協議会の名称は、次のとおりとする。

名	称	関 係 保 健 所
鳥取県東部感染症診査協議会		鳥取県鳥取保健所
鳥取県中部感染症診査協議会		鳥取県倉吉保健所
鳥取県西部感染症診査協議会		鳥取県米子保健所

(組織)

第三条 協議会は、委員三人以上五人以内で組織する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立とっとり出合いの森(以下「とっとり出合いの森」という。)を鳥取市に設置する。

(行為の制限等)

第三条 とっとり出合いの森においては、次の行為をしてはならない。
一 とっとり出合いの森の施設設備若しくは展示物を損傷し、若しくは汚損し、又は

そのおそれのある行為をすること。

二 知事の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

三 知事の許可を受けないで動物を捕獲し、又は殺傷すること。

四 所定の場所以外の場所において喫煙すること。

五 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

六 たき火をすること。

七 立入禁止区域内に立ち入ること。

八 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。

九 集会、展示会その他これらに類する催しのためにとっとり出合いの森の全部又は一部の専用利用をすること。

十 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

十一 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、とっとり出合いの森の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第四条 知事は、とっとり出合いの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、とっとり出合いの森を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、とっとり出合いの森の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月四日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成六年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「二千三百六十二人」を「二千三百八十四人」に、「二千三百十三人」を「二千五百五十五人」に改め、同項第四号中「十一人」を「十二人」に改め、同項第十一号中「四千三百六十三人」を「四千三百二十七人」に改める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りで

ない。

第十条第一項中「第八条第一号」を「別表第一第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第十条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるものない職員に限る。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第十七条第一項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項及び第十七条第一項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第十七条第一項第一号中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りで

ない。

第八条の次に次の一条を加える。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第八条の二 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもの(ない職員に限る。))が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第十五条第一項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項及び第十五条第一項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

第十五条第一項第一号中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改め、母子福祉センターの項を削り、「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に改める。

第八条の表中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改め、母子福祉センターの項を削り、「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に改める。

別表第一中「四、三〇〇円」を「四、五一〇円」に、「八、九二〇円」を「九、七六〇円」に改める。

別表第二中「一、八九〇円」を「一、九九〇円」に、「三、七八〇円」を「四、〇九〇円」に改める。

別表第三中「一六六、一九〇円」を「一六七、六二〇円」に、「一六五、一九〇円」を「一六六、六二〇円」に、「一六七、一九〇円」を「一六八、六二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項及び第二項に定める伝染病」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項に定める感染症のうち人事委員会の定める感染症」に改める。

第五条第一項中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改める。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

3 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(鳥取県建築基準条例の一部改正)

4 鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

5 鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項を次のように改める。

4 知事は、第一項に規定する者のうち次に掲げる者については、前二項の規定にかかわらず、知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

一 二十歳未満の子を扶養している配偶者のない女子

二 十八歳未満の児童が三人以上の世帯を構成する者

三 五人以上の世帯を構成する者

四 引揚者

五 老人で知事が定める要件に該当するもの

六 障害者で知事が定める要件に該当するもの(以下「障害者」という。)

七 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者

八 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの

別表第一中

賀露港団地

鳥取市賀露町

を

賀露港団地

鳥取市賀露町北三丁目	に改め、	湖山町団地	鳥取市湖山町北三丁
を削り、	網代港団地	岩美郡岩美町大字網代	を
			大谷団地
岩美郡岩美町大字大谷	に改め、	高松団地	境港市美保町
	を	高松団地	美保団地
			境港市美保町
			に改める。
別表第二中		田後港団地	網代港団地
			高山団地
	を	田後港団地	大谷団地
			高山団地
			に、
		渡団地	外江団地
			弥生団地
			境港団地
高松団地	誠道団地	余子団地	
			を
		渡団地	外江団地
			弥生団地
境港団地	高松団地	美保団地	誠道団地
			余子団地
			に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中網代港団地、大谷団地及び美保団地に関する部分は、規則で定める日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第一条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一号中「五四〇円」を「五九〇円」に改め、同表第二号を削り、同表第三号1中「一、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「四、〇七〇円」に、「六六〇円」を「七二〇円」に改め、同号2中「二、五五〇円」を「二、七二〇円」に、「九、四九〇円」を「一〇、一五〇円」に、「三、一五〇円」を「三、四六〇円」に、「八一〇円」を「八九〇円」に、「七、五四〇円」を「八、〇六〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、六九〇円」に、「二、七二〇円」を「二、八三〇円」に、「七、九五〇円」を「八、七四〇円」に、「八、八二〇円」を「九、六六〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、三六〇円」に、「二八、一八〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「六、八四〇円」を「七、五二〇円」に、「一八、七四〇円」を「二〇、六一〇円」に、「七、二八〇円」を「八、〇二〇円」に、「二〇、〇七〇円」を「二二、〇八〇円」に、「四、三二〇円」を「四、七四〇円」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四

号3中「一、一九〇円」を「一、三二〇円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第五号1の(一)中「二、一五〇円」を「二、三六〇円」に改め、同号1の(二)中「五、一六〇円」を「五、六八〇円」に、「二、八八〇円」を「三、一七〇円」に改め、同号1の(三)中「六、四〇〇円」を「七、〇四〇円」に改め、同号1の(四)中「七、五八〇円」を「八、三三〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三四〇円」に改め、同号2中「三五、一七〇円」を「三八、六九〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、八一〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九七〇円」に改め、同号3中「一、六四〇円」を「一、七三〇円」に、「二、六四〇円」を「二、八六〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三四〇円」に、「一、八三〇円」を「二、〇一〇円」に、「八、二四〇円」を「九、〇六〇円」に、「三、四四〇円」を「三、七八〇円」に改め、同号4中「一〇、三六〇円」を「一一、三九〇円」に、「二、九九〇円」を「三、二八〇円」に、「八、九四〇円」を「九、八三〇円」に改め、同号5中「一九、七五〇円」を「二二、七二〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、六六〇円」に、「九二〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一一、八三〇円」を「一二、〇一〇円」に改め、同号6中「一三、七六〇円」を「一五、一四〇円」に、「五、四七〇円」を「六、〇一〇円」に改め、同号を同表第四号とし、同表第六号中「五、二三〇円」を「五、七五〇円」に、「六、二三〇円」を「六、八五〇円」に、「四〇、一一〇円」を「四〇、八一〇円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号中「五、四四〇円」を「五、九八〇円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第八号中「二二、五七〇円」を「二三、七三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、八六〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、〇六〇円」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「一八、三三〇円」を「一九、四三〇円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号中「二五、六四〇円」を「二七、二〇〇円」に、「一、九四〇円」を「二、一三〇円」に、「四、八七〇円」を「五、三五〇円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十一号中「六、九三〇円」を「七、六二〇円」に改め、同表中同号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)

第二条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「六百六十円」を「七百円」に改める。

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「三万三千七百円」を「三万五千円」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第四条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「二千三百七十円」を「二千六百円」に改め、同条第三号中「千九百八十円」を「二千七百七十円」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「八百八十円」を「九百六十円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第五条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「千三百四十円」を「千四百七十円」に改め、同条第二号中「七百十円」を「七百八十円」に改める。

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第六条 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万八千三十円」を「一万九千八百三十円」に、「六千六百十円」を「七千二百七十円」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第七条 鳥取県化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「一万七千円」を「一万八千七百円」に改め、同条第二号中「二万五千円」を「二万七千四百九十円」に改め、同条第三号中「八千四百円」を「九千二

百四十円」に改める。

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成九年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表の1の中「七六〇円」を「八四〇円」に、「二、三三〇円」を「二、五五〇円」に、「三七〇円」を「四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、二七〇円」に、「二六〇円」を「二八〇円」に、「七七〇円」を「八五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に、「五九〇円」を「六五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、七〇〇円」に、「三、六九〇円」を「四、〇六〇円」に、「三六〇円」を「三九〇円」に、「九二〇円」を「九九〇円」に、「二〇、三五〇円」を「二一、三八〇円」に、「一八、〇六〇円」を「一九、八六〇円」に、「二、五三〇円」を「二、七八〇円」に、「四、二四〇円」を「四、六六〇円」に、「一五、五五〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二九、三六〇円」に、「三、八四〇円」を「四、二二〇円」に、「六、七七〇円」を「七、四四〇円」に、「四五、七〇〇円」を「五〇、二七〇円」に、「六、六四〇円」を「七、三〇〇円」に、「一一、六八〇円」を「一二、八五〇円」に、「三九、七二〇円」を「四三、六八〇円」に、「六九、〇六〇円」を「七五、九六〇円」に、「二〇、〇九〇円」を「二一、〇九〇円」に、「二七、五二〇円」を「二九、二六〇円」に改め、同表の三中「七六〇円」を「八一〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、二九〇円」を「二、三七〇円」に改める。

(鳥取県産業技術センター手数料徴収条例の一部改正)

第九条 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

分析	定性分析		金額
	区	分	
一			

(一) 一般定性分析	一成分につき	一、四五〇円
(2)(1) 食品系一般定性分析	一成分につき	一、二六〇円
(二) 特殊定性分析		
(2)(1) 食品系特殊定性分析	一成分につき	三、六二〇円
(2) エックス線マイクロアナライザによる分析	一成分につき	二、九五〇円
(3) エックス線回折装置による分析	一件につき	五、九六〇円
(4) 蛍光エックス線分析装置による分析	一件につき	四、〇一〇円
(5) その他の分析	一成分につき	二、五四〇円
2 定量分析		
(一) 一般定量分析	一成分につき	二、六三〇円
(2)(1) 食品系一般定量分析	一件につき	一、九四〇円
(二) 特殊定量分析		
(1) 食品系特殊定量分析	一成分につき	一四、〇二〇円
ア ビタミンの分析	一件につき	一四、八五〇円
イ 有機酸、糖質又は核酸の分離分析	一成分につき	一五、一八〇円
ウ 食品添加物又は微量有害性元素の分離分析	一件につき	三三、〇二〇円
エ アミノ酸の分離分析	一件につき	八、四一〇円
オ しょうゆの分析	一件につき	三、四六〇円
カ (ア) 規格分析	一件につき	八、二三〇円
カ (イ) その他の分析	一件につき	三、四六〇円
キ 食酢の分析	一件につき	二六〇円
ク 炭水化物の算出	一件につき	二六〇円
ケ エネルギーの計算	一成分につき	六、九三〇円
コ その他の分析	一成分につき	四、九八〇円
(2) 蛍光エックス線分析装置による分析	一成分増すごとに一、五四〇円を加算する。	
(3) 原子吸光度計による分析	一成分につき	二、一五〇円
(4) 炭素・硫黄同時分析装置による分析	一成分につき	二、一五〇円
(5) 電解分析装置による分析	一成分につき	四、〇四〇円

二 試験	
<p>(6) その他の分析 ア 醸造用水の分析 イ その他の分析</p>	<p>一件につき 八、〇八〇円 その都度知事が定める額</p>
<p>1 酒類関係の試験 ア 酵母の培養試験 イ 計器の比較補正試験</p>	<p>一件につき 二、四一〇円 一件につき 三八〇円</p>
<p>2 紙の試験 引張試験 破裂試験 引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験</p>	<p>一件につき 一、九六〇円 一件につき 七九〇円 一件につき 一、六二〇円</p>
<p>3 組成試験 木質材料又は木製品の試験 材料の強度試験 接着強度試験 塗膜試験 環境試験 構造物の強度試験 木材の物性試験 家具の繰返耐衝撃性試験 表面劣化促進試験</p>	<p>一件につき 九七〇円 一件につき 九七〇円 一件につき 二、二八〇円 一件につき 一、九六〇円 一件につき 一、九六〇円 一件につき 一、九六〇円 一件につき 一、九六〇円 一件につき 四、一八〇円 一件につき 四、五八〇円 一件につき 七一〇円</p>
<p>4 金属の試験 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験</p>	<p>一件につき 一、五〇〇円</p>
<p>(2)(1) 油圧型試験機によるもの インストロン型試験機によるもの</p>	<p>一件につき 八、三七〇円 一件につき 一、五五〇円 一件につき 八、五〇〇円 一件につき 一、五〇〇円 一件につき 一、六二〇円 一件につき 一、九一〇円 一件につき 一、〇五〇円 一件につき 一、九六〇円 一件につき 六四〇円</p>
<p>(2)(1) 磁気探傷試験 超音波探傷試験</p>	<p>一件につき 一、六二〇円 長さ一メートル幅一〇センチメートルにつき 四、八八〇円</p>
<p>(9) エックス線透過試験 表面処理試験 塩水噴霧試験 促進耐候性試験 ア サンシャイン光源による試験 イ キセノン光源による試験 めつき付着量試験 キヤス試験 繊維製品の試験 引張試験 取縮率試験 染色堅ろう度試験 その他の試験</p>	<p>一件につき 六、五八〇円 一件につき 二、四八〇円 一件につき 三、三八〇円 一件につき 三、三八〇円 一件につき 三、三八〇円 一件につき 四、一〇〇円 一件につき 三、八八〇円 一件につき 二、九七〇円 一件につき 二、七八〇円 一件につき 二、九七〇円 その都度知事が定める額</p>
<p>3 測定 食品系の測定 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定 細菌数の測定 その他の測定 色の測定 金属の精密測定 長さ又は角度の測定 表面の粗さ又は形状の測定 三次元測定機による測定 めつき厚さ測定</p>	<p>一件につき 一、六二〇円 一件につき 四、五九〇円 一件につき 九七〇円 一件につき 二、二八〇円 一件につき 二、二八〇円 一件につき 二、七七〇円 一件につき 九七〇円</p>
<p>(2)(1) 電解式膜厚計によるもの 顕微鏡によるもの 機械の振動又は騒音の測定 その他の測定 紙葉の製造 刃物の研磨 機械かん刃 スライサー刃 木材の人工乾燥 その他の加工 顕微鏡写真 電子顕微鏡写真 その他の写真</p>	<p>一件につき 九七〇円 一件につき 四、七三〇円 一件につき 四、五九〇円 その都度知事が定める額 一件につき 四、五九〇円 一枚につき 九七〇円 一枚につき 四、三三〇円 一枚につき 四、三三〇円 その都度知事が定める額 一枚につき 四、四七〇円 一枚につき 七、三六〇円 その都度知事が定める額</p>
<p>6 インデザイン コンピュータグラフィックスによるデザイン</p>	<p>一時間につき 三、四六〇円</p>

七 研究 各種研究	2 その他のデザイン	一時間につき 三、四六〇円
八 証明 各種証明書		その都度知事が定める額 四二〇円

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第十条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、六九〇円」を「二、九六〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、九四〇円」に、「二、三九〇円」を「二、六二〇円」に、「五、九九〇円」を「六、五九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「一、三四〇円」を「一、四七〇円」に、「三二、三六〇円」を「二四、六〇〇円」に、「一、四九〇円」を「一、六三〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二八、一五〇円」に、「二、〇一〇円」を「三、一一〇円」に、「九五〇円」を「一、〇五〇円」に、「三、八九〇円」を「四、二八〇円」に、「一、七九〇円」を「一、九七〇円」に改める。

(鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部改正)

第十一条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万六千六百三十円」を「一万七千六百六十円」に改め、同条第二号中「四万四千四百八十円」を「四万五千十円」に改め、同条第三号中「五万四千五百四十円」を「五万五千八百十円」に、「一万六十円」を「一万八百円」に改める。

(鳥取県家畜商講習手数料徴収条例の一部改正)

第十二条 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(昭和六十二年十月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三千二百二十円」を「三千五百四十円」に改める。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第十三条 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

一、四〇〇円	二、八〇〇円	一、四五〇円	二、九〇〇円
--------	--------	--------	--------

を

一、一五〇円	二、三〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円
一、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、五五〇円	三、一〇〇円

に改める。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第十四条 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一の1中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九八〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六五〇円」に、「九、〇三〇円」を「九、九三〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、二八〇円」に、「二四、一七〇円」を「二六、五八〇円」に、「三六、二四〇円」を「三九、八六〇円」に、「四八、三四〇円」を「五三、一七〇円」に、「三三〇円」を「三六〇円」に、「五九〇円」を「六四〇円」に、「一、五九〇円」を「一、七四〇円」に、「五二〇円」を「五七〇円」に、「四〇〇円」を「四四〇円」に、「二五〇円」を「二七〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に、「一、六三〇円」を「一、七九〇円」に、「二、一六〇円」を「二、三七〇円」に、「三、二七〇円」を「三、五九〇円」に、「四、三七〇円」を「四、八〇〇円」に、「四三、一六〇円」を「四七、四七〇円」に、「三八〇円」を「四二〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一八〇円」を「一九〇円」に、「九〇〇円」を「九九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、三三〇円」に、「四、五一〇円」を「四、九六〇円」に、「六、〇四〇円」を「六、六四〇円」に、「一一、〇九〇円」を「一二、二九〇円」に、「一八、一一〇円」を「一九、九三〇円」に、「六八〇円」を「七四〇円」に、「四、五三〇円」を「四、九八〇円」に、「五五〇円」を「六〇〇円」に、「七二〇円」を「七八〇円」に、「三三〇円」を「三三〇円」に、「二、六五〇円」を「二、九二〇円」に、「七、九五〇円」を「八、七四〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四五〇円」に、「三、九七〇円」を「四、三六〇円」に、「八八〇円」を「九六〇円」に、「六六〇円」を「七二〇円」に、「一、九八〇円」を

「二、一七〇円」に、「五、三〇〇円」を「五、八三〇円」に、「二、五三〇円」を「一三、七八〇円」に、「三、五二七〇円」を「三、八七九〇円」に、「六、一六七〇円」を「六、七、八三〇円」に、「一七、六三〇円」を「一、九、三九〇円」に、「三〇、八三〇円」を「三、三、九一〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五、八、一九〇円」に、「九二、五六〇円」を「一〇、一、八二〇円」に、「一、六一、九八〇円」を「一、七、八、一七〇円」に、「四六、二八〇円」を「五〇、九〇〇円」に、「八〇、九九〇円」を「八、九、〇八〇円」に、「二、三八、八四〇円」を「一、五、七、七二〇円」に、「二、四、九二〇円」を「二、六、七、二二〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、三、三二〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五、四〇〇円」に、「三、三、五〇〇円」を「三、六、八〇〇円」に、「九、四二〇円」を「一〇、三、五〇〇円」に、「一、六、四二〇円」を「一、八、〇五〇円」に、「一、四、一、二〇〇円」を「一、五、三〇〇円」に、「二、四、二、七〇〇円」を「二、六、六、九〇〇円」に、「四、一、五、四〇〇円」を「四、五、六、九〇〇円」に、「三、六、〇九〇円」を「三、九、六、九〇〇円」に、「六、二、七、八〇〇円」を「六、九、〇五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「一、六、二〇〇円」を「一、七、八〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表の一の2中「七、六〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一、三、一〇〇円」を「一、五、四〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、一、五〇〇円」を「一、二、六〇〇円」に、「一、五、四〇〇円」を「一、六、九〇〇円」に、「三、六、九〇〇円」を「四、〇五〇円」に、「八、八、九〇〇円」を「九、七、七〇〇円」に、「一、五、五、四〇〇円」を「一、七、〇、九〇〇円」に、「二、三、二、九〇〇円」を「一、四、六、一〇〇円」に、「三、三、三、三〇〇円」を「三、五、五、五〇〇円」に、「四〇、三、七〇〇円」を「四、四、四〇〇円」に、「三、四、九、一〇〇円」を「三、八、四〇〇円」に、「六、一、二、三〇〇円」を「六、七、三、四〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「一、四、四〇〇円」を「一、五、四〇〇円」に、「六〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、一、七〇〇円」を「二、三、七〇〇円」に、「一、〇、八〇〇円」を「一、一、八〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「五、四、三〇〇円」を「五、九、二〇〇円」に、「一、六、二、九〇〇円」を「一、七、七〇〇円」を

七〇円」に、「三、三〇円」を「三、六〇円」に改める。
 (鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)
 第十五条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 別表岸壁及び物揚場の項を次のように改める。

岸壁及び物揚場		鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場		鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場		鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場		鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場			
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場		
				鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場
				鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場
				鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場
鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の七号岸壁及び物揚場		

別表岸壁及び物揚場の項の次に次のように加える。

ボートパーク	長さ六メートル未満の船舶を係留する場合	長さ六メートル以上八メートル未満の船舶を係留する場合	ボートパーク	
			長さ六メートル未満の船舶を係留する場合	長さ六メートル以上八メートル未満の船舶を係留する場合
ボートパーク	長さ六メートル未満の船舶を係留する場合	長さ六メートル以上八メートル未満の船舶を係留する場合	一隻につき一月	八、〇〇〇円
			一隻につき一月	八〇、〇〇〇円
ボートパーク	長さ六メートル未満の船舶を係留する場合	長さ六メートル以上八メートル未満の船舶を係留する場合	一隻につき一年	一一、〇〇〇円
			一隻につき一年	一一〇、〇〇〇円

別表の備考四中「使用料の額が年額で定められているもの」を「港湾施設用地に工作物を設置する場合」に、「使用料の額が月額で定められているもの」を「上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合」に、「使用料の額が時間で定められているもの」を「荷役機械」に改める。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第十六条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立厚生病院の項中「受託伝染病床」を「感染症病床」に改める。

別表第一の一中「四千三百円」を「四千三百円」に、「八千五百円」を「九千三百円」に改め、同表の二中「七万二千二百円」を「七万四千九百円」に、「八万五千二百円」を「九万八千円」に、「十万二千円」を「十万六千七百円」に改める。

別表第二中「千八百円」を「千九百円」に、「四千九百円」を「五千三百円」に、「三千六百元」を「三千九百円」に、「三千八百円」を「四千円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十七条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二七〇円」を「二九〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「五三〇円」を「五八〇円」に、「八〇〇円」を「八八〇円」に、「三九〇円」を「四四〇円」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十八条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「一、五八〇円」を「一、六二〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に、「四五〇円」を「四九〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三六〇円」に改め、同表の二中「一、〇三〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三六〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七七〇円」に

改める。

別表第二の一中「三五〇円」を「三六〇円」に、「五六〇円」を「五八〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「三、五四〇円」を「三、六八〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五八〇円」に改め、同表の二中「三、二〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三、九六〇円」を「四、二二〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、三三〇円」に、「七、九三〇円」を「八、四三〇円」に、「二、二九〇円」を「二、四三〇円」に改める。

別表第三の一中「二、七三〇円」を「二、八〇〇円」に、「一、三六〇円」を「一、三九〇円」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十九条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「七六〇円」を「八四〇円」に、「一、三三〇円」を「一、五五〇円」に、「三七〇円」を「四〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、二七〇円」に、「二六〇円」を「二八〇円」に、「七七〇円」を「八五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、七〇〇円」に、「三、六九〇円」を「四、〇六〇円」に、「一〇、三五〇円」を「一一、三八〇円」に、「一八、〇六〇円」を「一九、八六〇円」に、「一五、五五〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二六、七〇〇円」を「二九、三六〇円」に、「四五、七〇〇円」を「五〇、二七〇円」に、「三九、七一〇円」を「四三、六八〇円」に、「六九、〇六〇円」を「七五、九六〇円」に改め、同表の三中「七六〇円」を「八一〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三七〇円」に改める。

(鳥取県警察証明等手数料条例の一部改正)

第二十条 鳥取県警察証明等手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「二千円」を「二千五百円」に、「五百円」を「五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条の規定は、同年五月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立東部健康増進センターの項及び別表の二の表鳥取県立東部健康増進センターの項を削る。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第二条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十一年四月一日から、第二条の規定は平成十二年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。

鳥取県保健所運営協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十一年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県保健所運営協議会条例を廃止する条例

鳥取県保健所運営協議会条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。